

# 安城市と国立大学法人愛知教育大学との連携協力に関する包括協定書

安城市と国立大学法人愛知教育大学（以下「両者」という。）は、協定尊重の理念のもとに相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携の下、教育・研究、文化、環境、産業、まちづくり等のさまざまな分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 両者は、次の事項について連携協力する。

- (1) 教育・研究、文化及びスポーツの振興発展に関する事。
- (2) 環境対策に関する事。
- (3) 産業振興に関する事。
- (4) まちづくりに関する事。
- (5) 人材育成に関する事。
- (6) その他両者が必要と認めること。

## （連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、両者の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

## （期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。